

神戸慶應倶楽部規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本倶楽部は神戸慶應倶楽部と称す。

第2条 (目的)

本倶楽部は神戸市およびその近郊在住の慶應義塾員相互の親睦を図り、連絡強固にすることを目的とする。本倶楽部はその目的を達成するため次の事業を行う。

1. 親睦に関する事業
2. 慶應義塾の発展・向上に関する事業
3. 文化・教養・健康に関する事業
4. 会員間の相互扶助に関する事業
5. 名簿・会報などの発行
6. その他目的達成に必要な事業

第3条 (所在)

本倶楽部は神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング6階625号に置く。

第4条 (倶楽部ルーム)

本倶楽部は会員の集会親睦の便に供するために倶楽部ルームを設け、広く会員の利用に供す。

第2章 会 員

第5条 (入会の資格)

第2条の目的に賛同した慶應義塾塾員および評議員会の推薦を得た義塾縁故者は、本倶楽部に入会を申請することができる。

第6条 (入会の手続き)

1. 入会を希望する者は所定の書式により入会の申し込みをしなければならない。
2. 幹事会が入会審査の結果、入会を可とした場合には、入会希望者は年会費を支払った時点で会員となる。

第7条（資格喪失）

会員は下記事由によりその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第8条（退会）

会員が退会しようとする時は、本倶楽部へ退会届を提出することを要す。但し、本倶楽部からの督促があったにも関わらず、会費を2年以上滞納した者は、2年目の会計年度が終了した時点で、退会の申し出があったものとみなす。

第9条（除名）

会員にして本倶楽部の名誉を毀損し、又は本規約に違反し、本倶楽部の趣旨に反する行動をした者は、評議員会の決議を経て除名することができる。

第10条（会員の権利）

1. 会員は「神戸慶應倶楽部ルーム使用規程」に基づき、倶楽部ルームを使用し、本倶楽部が行う例会等の事業に参加することができる。
2. 会員は総会に出席し、会長、副会長、評議員、会計監査、幹事長を選出し、議事に関して発言し議決権を行使することができる。

第11条（年会費）

1. 会員は下記の年会費を所定の期日迄に、一括して納めなければならない。

卒業後3年以下	年額 6,000円
卒業後4年以上10年迄	年額12,000円
卒業後11年以上	年額18,000円

但し、女性会員は卒業年度に関わらず年額6,000円とする。
2. 会員は毎年6月末迄に、前項に記載された年会費を納めなければならない。
3. 年度の途中に入会した者の年会費は、1ヵ月当たり第1項に記載された年会費の12分の1の金額とする。
4. 会員が近畿二府四県以外の場所に生活の本拠を構えた場合には、地方会員として登録することができる。地方会員は会費として年額5,000円を納めなければならない。

第12条（年会費の不返還）

既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。また資格喪失時において本倶楽部の資産に対する持分その他権利を主張し請求することはできない。

第3章 維持会

第13条（維持会の設置）

倶楽部会計状態の維持安定を図るために本倶楽部内に維持会を設ける。

第14条（維持会会員）

前条の趣旨に賛同する本倶楽部会員を倶楽部維持会会員とする。

第15条（維持会費）

倶楽部維持会会員は1口に付き毎年度1,000円を拠出するものとし、一人幾口にても加入することができる。

第16条（維持会費の不返還）

既納の維持会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員

第17条（役員の種類）

本倶楽部は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 20名以内
4. 会計監査 2名
5. 幹事長 1名
6. 副幹事長 若干名
7. 幹事 30名以内

但し、幹事の定数には幹事長、副幹事長も含まれる。

第18条（役員を選出）

役員を選出の方法は以下のとおりとする。

1. 会長 評議員会の推薦を得て、会員のなかから総会で選出する。
2. 副会長 評議員会の推薦を得て、会員のなかから総会で選出する。
3. 評議員 卒業25年以上かつ本倶楽部在籍10年以上の会員のなかから会長の推薦を得て、総会で選出する。
4. 会計監査 評議員会の推薦を得て、会員のなかから総会で選出する。
5. 幹事長 評議員会の推薦を得て、会員のなかから総会で選出する。
6. 副幹事長 幹事のなかから幹事長が選任する。
任期中に開催される総会での承認を要する。
7. 幹事 会員のなかから幹事長が選任する。
任期中に開催される総会での承認を要する。

第19条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とし再任は妨げない。但し、会長については4期8年、幹事長については2期4年を超えて再任することはできない。
2. 補欠又は増員により期の途中で選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。但し、会長、幹事長についての再任についての制限には、前任者の残存期間における任期はこれを算入しない。
3. 役員は総会終了をもって交代するが、任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第20条（会長、副会長）

1. 会長は本倶楽部を代表し、本倶楽部に関する一切の事項を統括する。
2. 総会・評議員会・役員会の招集は会長がこれを行い、議長を務める。
3. 副会長は会長を補佐し、会長になにかある場合にはこれを代行する。

第21条（評議員）

1. 評議員は評議員会を構成し、以下の職務を行う。
2. 会長、副会長、会計監査、幹事長の推薦
3. 名誉会長、顧問の委嘱
4. 会員の除名の決議
5. 本倶楽部に関する重要事項を評議する。

第22条（幹事長、副幹事長、幹事）

1. 幹事長 本倶楽部の運営に関する一切の業務を執り行う。
幹事、副幹事長を選任する。

幹事会を主宰する。

幹事会として入会希望者の入会を審査し承認する。

本倶楽部の資産の管理を行なう。

2. 副幹事長 幹事長を補佐し、担当する本倶楽部運營業務を執り行う。
幹事長の代行をつとめる。
3. 幹事 幹事会の意向をうけて本倶楽部の運営を行う。

第23条（会計監査）

会計監査は本倶楽部の会計及び業務を監査し、総会、評議員会、役員会、幹事会に出席して会計監査の結果及び業務執行に関して報告し意見を言う。

第24条（名誉会長、顧問）

1. 評議員会は必要に応じて名誉会長、顧問を置くことができる。
2. 名誉会長、顧問は会長および評議員会の諮問に応じ助言する。

第5章 会 議

第25条（総会）

1. 定時総会は毎年6月末迄に開催しなければならない。
2. 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長は会長が務め、会長差し支えあるときは副会長がこれを務める。
5. 総会は出席者の過半数をもって決する。

第26条（総会議事事項）

1. 総会は本倶楽部の最高意思決定機関とする。
2. 総会の議事事項は以下のとおりである。
 - ① 役員の選出 会長、副会長、評議員、会計監査、幹事長の選出
 - ② 役員の承認 副幹事長、幹事
 - ③ 役職の委嘱 名誉会長、顧問の委嘱
 - ④ 承認事項 事業報告、収支決算、事業計画、収支予算
規約の変更
その他重要と認められる事項

第27条（評議員会）

1. 評議員会は会長、副会長、評議員、会計監査、幹事長、副幹事長をもって構成する。
2. 評議員会は少なくとも年1回開催しなければならない。
3. 評議員会は会長が招集する。
4. 評議員会の議長は会長が務め、会長差し支えあるときは副会長が務める。
5. 評議員会は評議員が3名以上出席しなければ成立しない。
6. 評議員会は出席者の過半数をもって決する。

第28条（評議事項）

1. 評議員会の評議事項は次のとおりとする。
 - ① 会長、副会長、会計監査、幹事長の推薦
 - ② 名誉会長、顧問の委嘱
 - ③ 会員の除名の決議
 - ④ 本倶楽部に関する重要事項
2. 幹事会は次の事項を評議員会において報告しなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 収支決算
 - ③ 事業計画
 - ④ 収支予算
 - ⑤ その他運営における重要事項

第29条（幹事会）

1. 幹事会は事業計画の立案及び総会で承認された事業計画の執行における合議機関である。
2. 幹事会は幹事長、副幹事長、幹事をもって構成する。
3. 会長、副会長、評議員、会計監査は必要に応じて幹事会に出席し指導助言する。
4. 幹事会は必要に応じ、一般会員の出席を認めることができる。
5. 幹事会は少なくとも年2回開催しなければならない。
6. 幹事会は幹事長が招集する。
7. 幹事会の議長は幹事長が務め、幹事長差し支えある場合は副幹事長が務める。
8. 幹事会は出席した幹事長、副幹事長及び幹事の過半数をもって決する。

第6章 会 計

第30条（資産及び支弁）

2012年4月20日評議員会承認済
2012年5月25日定時総会承認済

本倶楽部の経費は年会費、維持会費、寄付、事業による収入、資産から生じる収益及び雑収入をもってこれを支弁する。

第31条（資産の管理）

本倶楽部の資産は、幹事長が管理する。

第32条（会計年度）

本倶楽部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第33条（会計報告）

本倶楽部の会計報告は毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会で承認を受けなければならない。

第7章 規約変更

第34条（規約の変更）

本規約を変更するときは、評議員会の議決を経て、総会の承認を必要とする。

（改定：平成12年9月22日）

（改定：平成19年5月29日）

（改定：平成23年5月25日）

（改定：平成24年5月25日）